

「岩倉市都市計画マスタープラン中間見直し（案）」に対する ご意見と市の考え方（実施結果）

「岩倉市都市計画マスタープラン中間見直し（案）」について、皆様からお寄せいただいたご意見の内容と、それに対する市の考え方について公表します。

なお、ご意見の内容が変わらない範囲で要約などを行っています。

ご意見をお寄せいただきました皆様のご協力に厚く感謝申し上げます。

令和 7 年 11 月
岩倉市建設部都市整備課

1 意見募集の概要

（１）意見の募集期間

令和 7 年 10 月 1 日（水）～令和 7 年 10 月 30 日（木）

（２）意見を提出できる人

- ・市内に在住、在勤または在学の人
- ・市内で事業や活動を行う個人または団体

（３）閲覧場所

情報サロン、都市整備課、市ホームページ

（４）意見の提出方法

持参、郵送、投稿フォーム、メール

2 募集結果

（１）意見者数 25 件（個人：25 人）

（２）意見件数 20 件

3 ご意見に対する市の考え方

別紙のとおり

「岩倉市都市計画マスタープラン中間見直し（案）」に対するご意見と市の考え方（対応一覧表）

No.	ページ	項目	意見の要旨	市の考え方
1	共通	—	都市整備課が中心で作成されていると思うが、他の課・商工会等とも連携の必要性が有るのではないかな。	本計画の中間見直しに当たり、検討委員会を設置しており、岩倉市商工会等の関係団体にも委員として参画いただいています。 また、都市計画マスタープランの実行にあたっては、市民、民間事業者、行政の協働によりまちづくりを進めていくことが必要であると考えています。
2	共通	—	文中最初に記述した語句で用語集に記載した語句には※を付して用語集（末尾）参照と明記してほしい。	ご意見を踏まえ修正します。
3	共通	—	道路名称について、市内を通過している都市計画路線で国・県道と一体になっている路線については、その旨表示してほしい。例えば(都)一宮・小牧線は国道 155 号線など。	1 つの都市計画道路に県道や市道が混在している路線もあり、併記すると煩雑になってしまうため、本計画では都市計画道路として表記を統一していますので、原案のとおりとさせていただきます。
4	共通	—	五条川に関する諸計画は北部～南部地域共通であるので独立させて記述する方法を考えてもよいのではないかな。	あくまでも地域別の方針としていますので、原案のとおりとさせていただきます。
5	P6、12	都市づくりの目標	昼間人口を増やし、町の活性化を加える必要があるのではないかな。	昼間人口の増加については、本市の課題としても挙げており、都市づくりの目標として、広域連携による都市づくりを推進していく計画としております。
6	P12、13	都市づくりの目標	P12 の冒頭の文章を、「6 つの視点に基づく本市の特徴については、強みをいかす(□)、弱みを克服する(■)という両面の課題は次のとおりとなります。」とし、p13 の冒頭に「都市の将来像及び都市づくりの基本理念を踏まえた、今後の都市づくりの目標を次のとおり定めます。」としてはどうか。	原案の内容が適切と考えますので、原案のとおりとさせていただきます。

7	P13	都市づくりの目標	『多様な人々と共生する都市づくり』の2行目に、「岩倉にはまだまだ多くの人々を呼び込める可能性を」とあるが「岩倉にはまだまだ多くの人々を呼び込み居住させる可能性を」としてはどうか。	原案の内容が適切と考えますので、原案のとおりとさせていただきます。
8	P15	土地利用構成	住宅ゾーンの都市構造の考え方について、「居住空間の向上を図るとともに」とあるが、「居住空間の拡大を図るとともに」としてはどうか。	住居系市街地の拡大については、「住居系拡大検討ゾーン」として位置づけており、住宅ゾーンとは区別しているため、原案のとおりとさせていただきます。
9	P17	都市機能拠点	歴史・文化拠点の配置イメージに図書館・くすのきの家を追加してはどうか。	図書館については、公的サービス拠点として位置づけています。また、都市機能拠点は市街地、地区形成の要となる主要な施設としており、くすのきの家については位置付けていませんので、原案のとおりとさせていただきます。
10	P18	将来都市構造図	将来都市構造図で農地に産業系拡大検討ゾーンや住居系拡大検討ゾーン、さらに今回の見直しで新たに地域振興拡大検討ゾーンが位置づけられており、岩倉市の良さが無くなることが懸念されるため、農地を減らすのではなく、農地を残した方がいいのではないか。	各ゾーンについては、効率的で秩序ある土地利用を計画的に実現していくため、本市の成り立ちや自然条件、地理的条件、今後の土地利用の動向などを踏まえ土地利用方針として位置づけています。 農地の保全も大切である一方、無秩序な開発や農業従事者の減少による休耕地課題等も含めて、周辺環境や周辺地域との調和に配慮しながら検討していく必要があると考えています。
11	P28	交通施設等の整備の方針	道路交通ネットワークの構築について、「整備された道路、橋梁については」とあるが、「既設の道路、橋梁については」としてはどうか。	原案の内容が適切と考えますので、原案のとおりとさせていただきます。
12	P40 以降	地域別構想（共通）	北部・中部・南部各地域各々の区・町名を一覧表として表示してほしい。	P40の地域区分に各地域の区分を記載しており、おおむね小学校区で区分しています。中部地域については小学校区以外の町名を記載していますが、その他全ての町名についての記載はせず、原案のとおりとさせていただきます。

13	P40 以降	地域別構想（共通）	北部・中部・南部に本市を分け各地域の利便性を高めることは理解できるが、同時に各地域の民力（販売力・生産性）も考慮しデータ化する必要があるのではないかな。	ご意見のような地域別のデータがないため、原案のとおりとさせていただきます。
14	P41、42、43	地域別構想（北部）	市街化区域の線が途中で切れている。	一部名古屋鉄道の線と重なり市街化区域の線が見えにくいため修正します。
15	P46、47、62、63、78、79	地域別構想（共通）	内水氾濫想定区域図・洪水浸水想定区域図に五条川などの名称を表示してほしい。	ご意見を踏まえ追記します。
16	P49	地域別構想（北部）	2) 街づくりの課題（北部地域）の●土地利用に、「石仏駅南西地域の一部を農地保全地区から一般住宅地域に変更」を追加してはどうか。 （理由）北部地域は石仏公園（整備中）、五条川小学校区統合保育園（計画決定済）などのほか最近の石仏駅の停止列車増加などもみられ、居住環境の改善によって人口増加が期待できるため。	P51 及び P55 の土地利用の方針において、「石仏駅徒歩圏において、今後の周辺環境の動向を踏まえつつ、交通利便性を活かした住居系市街地としての土地利用を検討します。」という内容を中間見直しで新たに追加しております。
17	P49	地域別構想（北部）	2) 街づくりの課題（北部地域）の●公園緑地整備に、「新たな公園の整備を検討する必要があります。」とあるが、新たな公園とは石仏公園（現石仏スポーツ広場）を既設としての表現であるか。	石仏公園の整備後は、北部地域の1人当たりの都市公園面積は 4.57 m ² /人となり、他地域と比較して多くなりますが、石仏公園を含む既存公園における誘致圏域外の地域も残りますので、引き続き新たな公園の整備を検討する必要があると考えています。
18	P59	地域別構想（中部）	土地利用構成比（市街化区域）の表中で低未利用地の面積が 20.35ha、構成比 7.1%となっており、かなり広大であるが、理由を教えてください。	低未利用地は平面駐車場や建物跡地、資材置場等、都市的状況の未利用地であり、中部地域は中心市街地のため平面駐車場が多く存在しています。なお、中部地域の低未利用地のうち約 85%が平面駐車場となっています。

19	P77	地域別構想（南部）	公共公益施設の状況図に曾野小学校が2つ記載されている。	修正します。
20	P15、 18、24、 25、55	八劔地区の産業系拡大検討ゾーン	八劔町の産業系拡大検討ゾーンに開発業者による大型物流倉庫の建設計画があるとのことだが、ゾーンの内部、隣接土地に医療機関、介護施設が既に存在しており、安全面・騒音・振動を考慮すると「八劔町の産業系拡大検討ゾーン」はマスタープランから外すべきではないか。 また、八劔町東交差点、八劔町六反田交差点、その両交差点間の道路は混雑しており、（都）一宮春日井線の八劔町六反田交差点から東側への延伸整備が進んでいない中で大型物流倉庫を建設すれば渋滞悪化の可能性があるのでないか。 一宮市千秋町での大型物流倉庫の住民訴訟の件からも、開発許可後、地主契約締結後ではなく、マスタープラン中間見直しをおこなっている現在、市から住民への十分な説明が必要ではないか。 （同様の意見：23件）	八劔地区の産業系拡大検討ゾーンについては、市街化調整区域ではありますが、北側の工業地域や小牧市側の工業地域と一体的な市街地形成が期待できるため、令和3年3月に策定した岩倉市都市計画マスタープランで位置づけています。現行の計画は、都市計画法及び岩倉市市民参加条例の規定に基づき、必要な市民参加の手続等（検討委員会等の設置、アンケートの実施、パブリックコメント）を実施し、また、岩倉市都市計画審議会での審議を経て策定しています。本市としましては、まちづくりの方針として八劔地区の産業系拡大検討ゾーンの位置付けは必要であると考えており外すことは考えておりません。 ご指摘の八劔地区の開発計画については、事業者から事前相談を受けている段階ではありますが、大型物流施設等の詳細な建設計画については決まっていない状況です。事業者には、周辺環境への影響も含めた検討や関係機関との協議、周辺地域住民への説明等の実施を求めています。本市としても、事業者等と共に周辺交通への影響や開発区域内の緑地計画など周辺環境や周辺地域との調和に配慮しながら進めていきたいと考えております。 また、都市計画の決定・変更に係わる場合は、法的手続きに則り、必要に応じて市として説明会や公聴会の開催を検討していますが、現時点で市が主催する説明会は予定しておりません。 （都）一宮春日井線については、本市としても重要な東西軸であり、早期整備に向けて愛知県や小牧市と連携して進めていく必要があると考えています。